

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 協議会の役員等がその職務に従事したときは報酬を支給する。ただし、高浜市若しくは協議会の職員の身分を有する場合には支給しないものとする。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬は年額とし、会長は18,000円、副会長は12,000円並びに理事、監事及び評議員は6,000円を支給する。

2 前項に定めるもののほか、保育園医及び保育園歯科医に支給する報酬の額については、高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年高浜町条例第2号。以下「条例」という。）の規定を準用する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため市外に出張したときは費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、条例の規定を準用する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。